

受総第817号

令和2年12月10日

琴浦町監査委員 稲田 裕司 様

同 桑本 始 様

琴浦町長 小松 弘明



随時監査結果報告書における監査意見について(回答)

令和2年11月11日付発監第31号で提出を受けました随時監査結果報告書にて意見等のありました事項については、別紙のとおり対応を検討しています。



随時監査結果報告書に対する回答

監査意見	回答(対応方針)
(1) 本町の「水道ビジョン」の策定を早急に	水道施設の更新・耐震化を進め、安全で安定した水道事業の持続を図るため、令和2年度中に水道ビジョンの策定を行います。 琴浦町水道事業の現状や投資・財政計画を明らかにし、持続可能な水道事業を推進して行きます。
(2) 災害時の対策について	災害時の対策については、琴浦町管工事業共同体（琴浦町内8水道事業者）と「災害時における水道施設の応急活動に関する協定書」を締結しており、この協定に基づき災害時の応急給水活動及び応急復旧活動を行っていきます。
(3) 耐震化への対応について	水道施設の耐震化計画については、水道ビジョンを基に計画的に進めます。
(4) 継続的なメンテナンスの実施について	水道施設のメンテナンスについては、計画的に行っていきます。 水道施設の警備等安全対策については、水道施設をフェンスで囲い施錠を行うとともに、施設の出入り口を施錠して関係者以外の人が侵入できないように管理をしています。
(5) 漏水について	漏水については、早期発見・早期修繕を行っていきます。 また、水道施設を定期的に巡回し点検を行い、異常があれば速やかに修繕を行います。